

伊 達 市 ケ ー ブ ル テ レ ビ
宅 内 機 器 機 材 ・ 工 事 仕 様 書

伊 達 市

伊達市ケーブルテレビ宅内機器機材・工事仕様書

1 加入者負担による宅内工事の範囲

- (1) 音声連絡装置及び有料番組視聴用チューナー「以下（S T B）という」又はテレビの入力端子から、保安器までを接続する同軸ケーブル、コネクター及び宅内機器機材の設置。
- (2) 音声連絡装置及びS T Bを設置する場合、A C電源（コンセント）が、機器設置付近にない場合の電源工事。

2 市負担による宅内工事の範囲

- (1) 音声連絡装置を設置する場合、機器設置及び調整。
(電話機を接続する場合は、加入者側で電話機を準備する)
- (2) S T Bの設置及び調整又は、テレビ1台までの接続調整。（ホーム共聴によるテレビ2台目以降及びレコーダー等への接続調整は含みません。）

3 機器機材仕様

(1) 宅内同軸ケーブル仕様

- ① 音声連絡装置用宅内ケーブルは、S 5 C - F Bアルミ接着タイプの同軸ケーブルを使用してください。
- ② ケーブルテレビ用宅内ケーブルは、S 5 C - F Bもしくは、同等品の同軸ケーブルを使用してください。

(2) 宅内機器仕様

- ① 音声連絡装置用宅内増幅器（ブースター）は、メタルケース等の高遮蔽タイプとし、1 0 M H z ~ 5 5 M H z 間及び7 0 M H z ~ 5 5 0 M H z 間増幅出来るものとしてください。ただし、増幅器の仕様については、音声連絡装置の入力レベルが6 0 d B μ v以下の時に使用する機器で利得等を計算の上、機種を選択をしてください。
- ② ケーブルテレビ用増幅器（ブースター）は、メタルケース等の高遮蔽タイプとし、下り7 0 M H z ~ 7 7 0 M H z 間増幅できるもの、または上り1 0 M H z ~ 5 5 M H z 間及び7 0 M H z ~ 7 7 0 M H z 間増幅できるものとしてください。
ただし、増幅器の仕様については、各テレビの入力レベルが6 0 d B μ v以下の時に使用する機器で利得等を計算のうえ、機種を選択をしてください。
- ③ 壁埋め込み用音声連絡装置端子ユニットは、上り1 0 M H z ~ 5 5 M H z 間及

び70MHz～770MHz間が通過出来るものとしてください。

- ④ 壁埋め込み用テレビ端子ユニットは、下り70MHz～770MHz間が通過出来るものとしてください。
- ⑤ 分岐及び分配器はメタルケース等の高遮蔽タイプとし、上り10MHz～55MHz間及び70MHz～770MHz間が通過出来るものとしてください。
- ⑥ 音声連絡装置、テレビ端子分岐、増幅器及び分配器の入出力端子は、「F型」コネクタを用いて十分に締め付けてください。

4 宅内工事仕様

(1) 新築一般住宅宅内工事仕様

- ① テレビ及び音声連絡装置の配線は、保安器から別々に配線してください。
- ② 宅内配線工事は、伊達市仕様のケーブル及び機材機器を使用し配管通線による配線としてください。ただし、配管通線による工事が困難な場合の天井及び壁内配線は、ビニール系サドルで止めてください。
- ③ テレビ及び音声連絡装置を複数設置する場合は、分岐及び分配方式とし各テレビ及び音声連絡装置の入力レベルが、平均するよう配線してください。
- ④ 音声連絡装置関連機器及びテレビ関連の入出力端子は、「F型」コネクタを用いて十分に締め付けてください。

(コネクタ処理は適切なカシメ工具又は圧着ペンチ工具等で取り付けてください。)

- ⑤ 保安器の取り付け位置は、点検及び保守が容易な場所(地上高2m～2.2m)とします。又、振動、じんあい、湿気が多い場所、ヒーター及びクーラー等の放射熱の近く、天候の悪影響を極度に受ける場所は避け、軒下など雨等が直接あたらない場所としますので、あらかじめ宅内同軸ケーブルを外に出す位置については、市と相談してください。
- ⑥ 保安器までの配線は、宅内同軸ケーブル(テレビ及び音声連絡装置を設置する場合はそれぞれ)を壁外へ出しておくこととし、保安器設置予定場所にそれぞれ同軸ケーブルを1.5m程度の余長をとっておいてください。なお、同軸ケーブルは、テレビ用を黒色、音声連絡装置用を灰色としてください。(ケーブルの色分けが、困難な場合は、それぞれ明示してください。)
- ⑦ 壁の外のケーブルは端末処理を行い、雨水等により、ケーブル内に水が入らないよう防水処理を行なってください。

(ケーブルに水が浸水すると特性の劣化や映像不良の原因となります)

(2) 新築集合住宅宅内工事仕様

- ① 1棟当り4世帯以下の集合住宅は、1申込みにつき1保安器を設置しますので宅内工事は、(1)新築一般住宅宅内工事仕様に準じてください
- ② 1棟当り5世帯以上の集合住宅の宅内配線工事は、保安器で分配せず音声連絡装置出力側からの1系統で伊達市仕様のケーブル及び機材機器で配線し、各世帯の入り口(外側)で、伊達市支給の分配器でテレビ及び音声連絡装置に分配し配線してください。
- ③ 1棟当り5世帯以上の集合住宅の外の保安器までの配線は、宅内同軸ケーブル1本を壁外へ出しておくこととし、保安器設置予定場所に同軸ケーブルを1.5m程度の余長をとっておいてください。
- ④ その他は、(1)新築住宅宅内同軸ケーブル配線工事仕様に準じてください。

(3) 既存住宅宅内同軸ケーブル配線工事仕様

- ① 既存個別住宅で音声連絡装置を設置する場合は、設置場所から保安器までケーブルを新たに配線してください。
- ② その他は、(1)新築住宅宅内同軸ケーブル配線工事仕様に準じることとし、既存のホーム共聴の仕様が伊達市仕様と合致しない場合は、交換してください。

5 注意事項

- ① 宅内で発生する不要波及び混在電界の飛込みを防止するため、宅内機器や宅内配線は、本仕様書で定めたシールド効果の高い機材を使用してください。
- ② 宅内配線は、テレビ端子及び宅内機器との接続において接触不良を防止するためコネクタは、本仕様書で定めたものを使用してください。
- ③ 同軸ケーブルの中心導体、外部導体には刃形で損傷しないよう注意し、F型コネクタとの接続で特に外部導体(シールド)と接触するよう処理してください。
- ④ 宅内工事に準備する物は、宅内調査の際に必ず確認しておいてください。